

# 宮古島市地域防災計画等修正委託業務 特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（目 的）

本市は令和元年度に宮古島市地域防災計画（以下、「市地域防災計画」という）を全面的に修正するとともに、各種マニュアルや防災マップの整備により市の防災力の強化を図ってきたところである。その後、全国で発生した地震や風水害等による国の法整備や防災基本計画等の修正、沖縄県地域防災計画の修正、市の組織改編等を請け、市地域防災計画、各種マニュアルおよび防災マップの見直しを行うものである。

なお、市防災計画の見直し方針は、災害対策基本法第42条の規定に基づく他、中央防災会議が作成する防災基本計画並びに沖縄県地域防災計画に準じたものとする。

### 第2条（適用範囲）

本特記仕様書は、本市が実施する「宮古島市地域防災計画等修正委託業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものである。

### 第3条（準拠する法令等）

本業務は、本特記仕様書に基づくほか、法令通達等に準拠して実施するものとする。

### 第4条（疑義の協議）

本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び業務内容等に疑義が生じた場合は、そのつど、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

### 第5条（作業計画）

乙は、本業務の実施に先立ち、以下の書類を速やかに甲に提出し、その承認を受けるとともに、業務実施期間中は、進捗状況等を随時報告するものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- ① 着手届
- ② 管理技術者の通知書（経歴書含む）
- ③ 業務工程表
- ④ 業務実施計画書
- ⑤ プライバシーマーク（JISQ15001）又は、情報セキュリティマネジメント（JISQ27001）認証取得証明書の写し
- ⑥ その他甲が必要とする書類

### 第6条（工程管理）

乙は、本業務の実施にあたり、適切な工程管理をおこなうとともに、適宜甲に作業進捗状況

を報告するものとする。

#### 第7条（貸与資料）

甲より貸与される資料等について、乙はその重要性を充分認識したうえで破損、紛失等のないよう慎重に取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

#### 第8条（交渉）

乙は、本業務を実施するにあたり、関係官庁並びに関係団体と交渉を要する時、または交渉を受けた時は、遅滞なくその内容を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第9条（履行遅滞の場合における損害賠償等）

乙の責めに帰すべき事由により本業務期間内に業務を完了することができない場合において、甲は損害賠償の支払いを乙に請求することができる。甲及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとし、損害賠償等が生じた場合は、乙において一切の処理を行うものとする。

#### 第10条（瑕疵担保）

乙は、本業務完了後であっても、乙の過失または疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、甲の指示により、必要な補足・修正を、乙の負担によりおこなうものとする。

#### 第11条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく公表、貸与、使用してはならない。

#### 第12条（情報の保護）

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに他に利用してはならず、情報保護及び品質管理の観点から、以下の資格を取得していなければならない。

- 2 乙のセキュリティ体制が確立されていることを証明するために、乙は契約時にプライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメント（JISQ27001）の認証取得証明証の写しを甲に提出するものとする。

#### 第13条（完了検査）

乙は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、管理技術者立会のうえ甲の検査を受けるものとする。

- 2 成果品について甲より補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって作業の完了とする。また、乙は作業完了後に係わる諸書類を甲へ提出し、検査合格により業務の完了とする。

#### 第14条（納期及び納入場所）

本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

納 期 令和6年3月22日

納入場所 宮古島市総務部総務課 防災危機管理課  
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地  
電話 0980-72-3751（代表）

## 第2章 業 務 概 要

### 第15条（業務概要）

- （1）計画準備
- （2）資料収集整理
- （3）地域防災計画見直し
- （4）各種マニュアル等の修正
- （5）ハザードマップ作製
- （6）報告書作成
- （7）打合せ協議

## 第3章 業 務 内 容

### 第16条（計画準備）

乙は、業務を円滑かつ的確に実施することに留意して業務実施計画を作成し、適切に業務管理を行うものとする。

### 第17条（資料収集整理）

乙は、本業務の実施にあたり、必要となる資料を収集整理するものとする。

### 第18条（地域防災計画見直し）

国・県・指定公共機関及び指定地方公共機関・その他社会情勢等の期間内における様々な制定及び改廃された法令・条例・規則をふまえ、「宮古島市地域防災計画」の修正を行うものとする。

- 2 本計画は主に「本編」と「資料編」で構成する。
- 3 項目内容は次のとおりとする。
  - （1）計画見直し方針の設定
  - （2）地域防災計画見直し（案）の作成
  - （3）概要（修正の概要）作成（新旧対照表含む）
  - （4）地域防災計画見直し（案）の修正（庁内各課協議、市防災会議等）
  - （5）防災会議運営支援

#### 第19条（各種マニュアル等の修正）

前項で見直しを行った市地域防災計画に合わせて、各種マニュアル等の修正を行うものである。

- 2 項目内容は次のとおりとする。
  - (1) 職員初動マニュアル
  - (2) 災害対策本部事務局マニュアル
  - (3) 避難所開設・運営マニュアル
  - (4) 業務継続計画（BCP）

#### 第20条（防災マップの作成）

令和元年度に作成した防災マップを基に、以降に更新されたハザード情報や防災関連情報を掲載した防災マップを作成するものである。

- 2 防災マップの仕様等は次のとおりとする。
  - (1) 仕様：A4版冊子、フルカラー、100ページ程度
  - (2) 部数：30,000部
- 3 項目内容は次のとおりとする。
  - (1) 啓発面、地図面の作成方針の検討
  - (2) 編集・デザイン
  - (3) 印刷用データの作成
  - (4) 校正
  - (5) 印刷

#### 第21条（打合せ・協議）

打合せ協議は、業務着手直後、会議等の開催前、納品時等に計5回以上行うほか、必要に応じて甲乙の協議により随時行うものとする。

## 第4章 成果品

#### 第22条（成果品）

乙は、甲が求める要求事項に適合した以下の成果品を納入するものとする。

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (1) 宮古島市地域防災計画（本編・資料編） | 100部    |
| (2) 職員初動マニュアル          | 3部      |
| (3) 災害対策本部事務局マニュアル     | 3部      |
| (4) 避難所開設・運営マニュアル      | 3部      |
| (5) 業務継続計画（BCP）        | 3部      |
| (6) 防災マップ（A4版冊子）       | 30,000部 |
| (7) 報告書                | 3部      |
| (8) 成果品電子データ（CD-R）     | 1部      |